

ソフトバンク、ドコモ専任講師による無料

スマホ講習会と Smile to Smile の登録について(ご案内)

令和7年4月より請負就業条件の明示、就業情報の提供、各種イベント告知などを、以前よりご案内をしております Web サイト「Smile to Smile」を活用して、デジタル展開をさせていただきます。

スマホをお持ちでまだ「Smile to Smile」を登録されていない方は下記により、ソフトバンクやドコモ認定講師による無料講習会を開催いたしますのでぜひご参加ください。

*上記①～③はソフトバンク認定講師、④～⑬はドコモ認定講師による講座です。

講習会開催日	申込締切日	開催時間	募集人数	講習内容
① R6.10.1	R6.9.24	13:00 ～15:15	各日 15人	スマホのセキュリティについて Androido の使い方（基礎編）について Smile to Smile の登録の仕方について
② R6.10.8	R6.10.1			
③ R6.10.15	R6.10.8			
④ R6.11.5	R6.10.29	13:30 ～16:00	各日 15人	スマホのセキュリティについて カメラの使い方 Smile to Smile の登録の仕方について
⑤ R6.11.26	R6.11.19			
⑥ R6.12.3	R6.11.26			
⑦ R6.12.24	R6.12.17			
⑧ R7.1.7	R6.12.24			
⑨ R7.1.23	R7.1.16			
⑩ R7.1.28	R7.1.21			
⑪ R7.2.4	R7.1.28			
⑫ R7.2.20	R7.2.13			
⑬ R7.2.25	R7.2.18			

○持ち物

1. スマホ携帯
2. 筆記用具
3. Smile to Smile 登録時に必要な G メールアドレス
4. Smile to Smile 登録時に必要な各自で決めた英数含む
8桁のパスワード

*上記3が不明な場合は当日講習会で検索させていただきます。



○申込方法

参加されたい講習日の申込締切日までに事務局まで電話連絡をお願いします。

*各日、申込人数は募集人員に達した時点で受付を終了させていただきます。

○開催場所

豊橋市牟呂高齢者活動センター 2階 会議室

公益社団法人豊橋市シルバー人材センター（豊橋市牟呂町字東里4-2-2）

お問い合わせ先担当課： 業務第一課 電話 48-3837

令和6年9月24日

各 位

公益社団法人
豊橋市シルバー人材センター
会 長 酒井 通弘

フリーランス法による請負契約方法の見直しと就業条件の明示方法について（ご案内）

みなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、みだしのことについて、今秋11月1日にはフリーランス法の施行がされる見通しとなっております。

このことにより、会員さんが請負・委任の形態で就業する契約について契約方法の見直しを行うこととなり、法施行後から新たに就業を開始される際には原則として、就業内容や報酬の額などを事前にお示しすることとなります。

詳しくは同封の別紙1「フリーランス法」の制定を踏まえてをご参照ください。

なお、就業内容や報酬の額などをお示しするにあたり、当センターではスマートフォン、パソコン、タブレット端末をお持ちの会員さんが業務仕様書を自ら確認できるよう NRI 社会情報システム（株）が運営している WEB サイト「smile to smile」を活用したデジタルによる開示を展開していきたいと考えております。

つきましては、別紙 WEB サイト「smile to smile」の登録方法の資料、QR コードから読み取ることができる動画を参照の上、各自でご登録いただきますようお願いいたします。

なお、別紙内容が解らない方には**下記又は裏面のスマホ講習会**にて登録をお手伝いさせていただきますので、ご都合のよろしい日時に事務局までお越しく下さい。

記

1. 登 録 日 令和6年12月26日（木）までの毎週木曜日
2. 開催時間 午後1時30分～午後4時まで
3. 開催場所 牟呂高齢者活動センター（シルバー事務局）2階会議室
4. 参加方法 上記開催日時に直接開催場所までお越しください。
5. 持ち物等 ①スマートフォン又はタブレット
②スマートフォン又はタブレットのメールアドレス
③登録時に必要な英数含む任意（各自が決めた）の8桁パスワード
④同封の ID・初期パスワードが記載された用紙

担 当	牧野・小林
電 話	39-3313 48-3301